

ライフプランアドバイザーが 教える



家計を見直す アイデア

vol.16

健康保険(その1)
～高額療養費制度～

国民みんなが加入している健康保険。私たちが病気やケガをしてしまったときに、医療費の負担が一部で済む、ありがたい保険です。健康保険の仕組みや制度を知ることは、民間の医療保険を検討するときの材料となります。健康保険で保障される範囲を知って、それでも足りない部分を民間の保険で検討するのがムダのない保障づくりのポイントです。

LPA アドバイス 医療費が高額になってしまったら… 「高額療養費制度」を活用

健康保険では、かかった医療費の7割が国民健康保険・健康保険から給付されます。つまり、自己負担医療費は、かかった医療費の3割(小学校就学以上69歳以下)です。とはいえ、入院が中長期にわたった場合の家計への負担は相当なもの。そんなときに安心なのが、自己負担を一定額に抑えられる「高額療養費制度」です。

この制度を利用すると、1ヶ月(1日～末日)に支払う医療費の自己負担額が80,100円を超えた場合は

$$80,100円 + \{ (医療費の総額 - 267,000円) \times 1\% \} を超えた額$$

があとから(2～3ヶ月後)払い戻されます。結果、自己負担は9万円前後で済むということになります。また、一人では80,100円を超えない場合でも、一人あたりの自己負担が21,000円以上の場合、世帯で合算をすることも可能です。

しかし、一時的とはいえ高額な医療費を立て替えるのはやはり大変。そんなときは、事前に市区町村役場や協会けんぽ、健康保険組合などに「限度額適用認定証」を発行してもらい、受診の際に提出すると、窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。

ただし、食費や差額ベッド代などは医療費に含まれず、全額自己負担となるのでご注意ください！



高額療養費制度を使った自己負担限度額 (70歳未満の場合)

所得区分	自己負担限度額 (高額療養費算定基準額)	4回目から※
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者 (月収53万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

※ 過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合

制度を知って、思いがけない入院に、少しでも安心を備えておきましょう!!

DEKO 編集部行き

●ご意見・感想・身近な話題・クイズの答えなどお寄せください。

イラスト

(フリガナ) おなまえ	実名での掲載を希望されない方は ペンネーム ()	ご利用形態
〒 おところ		電話番号

ハガキにはれる大きさです

宛先
〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地1 コープぎふ DEKO 編集部
FAX 058-370-6860 E-mail yohtubo@tcoop.or.jp
(※ 住所は省略いただいても可)

今月の クイズ

漢字の破片を2つの漢字になるよう枠にあてはめてください。



完成した熟語は?

●6月号のクイズの答え
紫陽花 (あじさい)

クイズに応募いただいた中から抽選で10名の方に粗品を進呈いたします。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

クイズの応募 お便利募集

■はがき・FAX・メールで以下の項目をご記入の上宛先までお送りください。
①クイズの答え(クイズのみの応募も可) ②身近な話題 ③読んだ記事名とその感想 ④しゃべっ茶ohと料理への投稿 ⑤〒番号・住所・氏名・年齢(差し支えなければ)・電話番号
※②の身近な話題、④の投稿は、発信往来、しゃべっ茶oh、料理のコーナー等で紹介させていただくことを前提にさせていただくため、採用に際して、投稿者へのご連絡は行いませんのでご了承ください。匿名やペンネームなどを希望される方は、お名前のごところにその旨を記載いただければ結構です。

お知らせ
しゃべっ茶oh! と料理のテーマ 募集
は13ページをご覧ください。

今月号の応募締切 2012年7月9日(必着分)